

京都土地家屋調査士会 京都境界問題解決支援センター規則

制 定 平成18年12月 6日

目 次

- 第1章 総則(第1条～第4条)
- 第2章 運営委員会(第5条～第10条)
- 第3章 相談員及び調停員(第11条～第19条)
- 第4章 相談(第20条～第23条)
- 第5章 紛争解決手続(第24条～第39条)
- 第6章 手続記録の保存等(第40条～第42条)
- 第7章 費用(第43条～第44条)
- 第8章 補則(第45条～第51条)
- 附 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、京都土地家屋調査士会会則(以下「調査士会会則」という。)第86条の2の規定等に基づき、京都土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)が設置する「京都境界問題解決支援センター」(以下「本センター」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本センターの設立の趣旨)

第 2 条 本センターは、土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争(筆界特定手続により筆界が特定された土地の紛争を含む。)に係る民間紛争解決手続(以下「紛争解決手続」という。)を、京都弁護士会(以下「弁護士会」という。)と協働して、紛争当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適確に実施し、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものとする。

(事 業)

第 3 条 本センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)土地の境界が明らかでないことを原因とする紛争についての相談
- (2)土地の境界を明らかでないことを原因とする紛争についての和解の仲介
- (3)本センターの業務に関与する者の研修
- (4)本センターに関する広報活動
- (5)筆界特定制度及び裁判手続並びに他の民間紛争解決手続との効果的な連携
- (6)弁護士会及び各種関係団体との連携・協力
- (7)その他本センターの目的を達成するために必要な事項

(運 営)

第 4 条 本センターは、調査士会の会長が代表し、これを総理する。

2 本センターは、調査士会に事務所を置く。

3 本センターに事務局を置き、紛争解決手続に関する事務手続を行わせるために必要な職員を置く。

第 2 章 運営委員会

(運営委員会)

第 5 条 調査士会の会長は、本センターの運営に当たらせるため、京都境界問題解決支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会は、運営委員7人以上10人以内とし、調査士会の会員である土地家屋調査士(以下「調査士」

という。) 7人以内及び弁護士会の会員である弁護士(以下「弁護士」という。) 3人以内で構成する。

- 3 運営委員は、委員会の運営管理能力等を考慮して、次に掲げる者を調査士会の会長が任命する。
 - (1) 調査士の運営委員 調査士会の会員歴が5年以上あり、かつ、実務経験5年以上の者で、調査士会の理事会の承認を得た者
 - (2) 弁護士の運営委員 弁護士会の会員歴が5年以上あり、かつ、実務経験5年以上の者で、弁護士会の会長が推薦した者
- 4 運営委員の退任に伴い補充し、又は増員するときの選任については、前項の規定を準用する。
- 5 運営委員会に、運営委員の互選により委員長1人、副委員長2人を置く。

(欠格事由)

第6条 調査士会の会長は、次の各号のいずれかに該当する者を運営委員に任命してはならない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その刑を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 弁護士法及び土地家屋調査士法(以下「調査士法」という。)の規定による懲戒処分により、弁護士会から除名され、又は調査士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から5年を経過しない者

(センター長等の職務)

第7条 本センターに、センター長1人、副センター長2人を置く。

- 2 センター長は、運営委員会の委員長をもって充てる。
- 3 副センター長は、運営委員会の副委員長のうちからセンター長が指名する。
- 4 センター長は、本センターの事務を統括する。
- 5 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代理し、センター長が欠員のときは、その職務を行う。
- 6 運営委員は、センター長及び副センター長を補佐して任務を遂行し、センター長及び副センター長に事故あるときは、あらかじめ定めた者がその職務を代理し、センター長及び副センター長が欠けたときは、その職務を行う。

(運営委員会の決議)

第8条 運営委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数で決議する。可否同数のときは、委員長が決する。

- 2 運営委員会の決議について特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。

(運営委員の任期)

第9条 調査士の運営委員の任期は、就任したときから2回目にかかる調査士会の定時総会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 弁護士の運営委員の任期については、弁護士会の定めるところによる。
- 3 第5条第4項の規定により選任された運営委員の任期は、他の運営委員の任期の残存期間と同一とする。

(運営委員の退任)

第10条 運営委員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退任とする。

- (1) 所属する会の会員でなくなったとき。
- (2) 調査士の運営委員から辞任の申出を受け、調査士会の会長がこれを受理したとき。
- (3) 弁護士会の会長から弁護士の運営委員の退任の申し出があったとき。
- (4) 弁護士法及び調査士法の規定により懲戒処分を受けたとき。
- (5) 調査士の運営委員にあつては、調査士会の理事会において解任の決議があったとき。

第 3 章 相談員及び調停員

(相談員候補者及び調停員候補者)

- 第 1 1 条 調査士会は、調査士及び弁護士のうちから、紛争解決手続に関する相談を担当する者(以下「相談員」という。)及び紛争解決手続において和解の仲介を行う者(以下「調停員」という。)の候補者を選任する。
- 2 前項の候補者の選任は、調査士にあっては調査士会が行なう所定の研修を修了した者のうちから運営委員会の意見を聞いて 30 人以内を、弁護士にあっては弁護士会の会長が推薦した者のうちから 30 人以内を、調査士会の会長が任命する。
- 3 本センターは、相談員候補者名簿及び調停員候補者名簿(以下「各候補者名簿」という。)を作成し、本センターに備える。
- 4 第 5 条第 3 項及び第 6 条の規定は、相談員候補者及び調停員候補者(以下「調停員候補者等」という。)の会員歴、実務経験及び欠格事由について準用する。
- 5 第 2 項の規定は、調停員候補者等の退任に伴い補充し、又は増員するときの選任について準用する。

(調停員候補者等の任期)

- 第 1 2 条 調停員候補者等の任期は、各候補者名簿に登載したときから 2 年とし、再任を妨げない。ただし、前条第 5 項の規定により選任された者の任期は、他の調停員候補者等の任期の残存期間と同一とする。
- 2 第 9 条第 2 項の規定は、弁護士の調停員候補者等の任期について準用する。
- 3 前 2 項の任期満了の際に、現に事件を担当している調停員候補者等の任期については、当該事件が終了するまでその任務を務めるものとする。

(調停員候補者等の退任)

- 第 1 3 条 第 1 0 条の規定は、調停員候補者等の退任について準用する。
- 2 前項の規定により調停員候補者等が退任したときは、各候補者名簿からその者の氏名を削除するものとする。

(相談員及び調停員の選任)

- 第 1 4 条 センター長は、相談又は紛争解決手続の事件ごとに、各候補者名簿のうちから担当する相談員又は調停員(以下「担当調停員等」という。)を選任する。
- 2 センター長は、前項の相談員又は調停員に欠員を生じたときは、直ちに補充しなければならない。

(非公開及び守秘義務)

- 第 1 5 条 本センターが行う相談及び紛争解決手続は、非公開とする。ただし、相談の申出人又は紛争解決手続の申立人若しくはその相手方(以下これらを「当事者」という。)の双方の同意を得て、担当調停員等が相当と認める者については、傍聴を許可することができる。
- 2 相談員、調停員、運営委員、調査士会の役員その他事務職員等は、紛争に関する内容、相談、紛争解決手続の経過及びその結果その他職務上知り得た事実を、正当な理由なくして他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当事者双方の同意を得て、関係当事者の氏名及び紛争事件の具体的内容を特定しないで本センターの事業に関する研究及び研修の資料に活用するとき、又は当事者双方から開示することの同意を得たときは、この限りでない。

(調停員の除斥)

- 第 1 6 条 調停員候補者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事件を担当する調停員になることができない。
- (1) 調停員候補者又はそれらの配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者の関係にあるとき。
- (2) 調停員候補者が当事者の 4 親等内の血族、3 親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
- (3) 調停員候補者が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、任意後見人、任意後見監督人若しくは委任による財産管理者であるとき、又はあったとき。
- (4) 調停員候補者が当該事件について証人又は鑑定人となったとき。

- (5) 調停員候補者が当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
- (6) 調停員候補者が当該事件を担当した相談員であったとき。

(担当調停員等の忌避)

- 第17条 当事者は、担当調停員等について紛争解決手続の公正を妨げる事由があるときは、その旨を記載した書面を本センターに提出して、当該担当調停員等の忌避を申し出ることができる。
- 2 担当調停員等は、紛争解決手続の公正を妨げる事由があるときは、遅滞なく、その旨を当事者に開示しなければならない。
 - 3 当事者は、前項の開示を受けたときは、速やかに忌避の申し出をしない限り、当該事情に基づいて事後に忌避を申し出ることとはできないものとする。
 - 4 センター長は、当事者の申出に忌避の事由があると認めるときは、当該担当調停員等の解任について運営委員会に付議するものとする。

(担当調停員等の回避、辞任及び解任)

- 第18条 担当調停員等は、正当な理由があるときは、センター長の承認を得て回避し、又は選任された後辞任することができる。
- 2 センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運営委員会の決議に基づいて、当該担当調停員等を解任する。
 - (1) 第16条の規定に該当することとなったとき。
 - (2) 忌避の申出に事由があると認めるとき。
 - (3) 担当調停員等として心身の状態がその職務に耐えられないと認めるとき。
 - (4) 当事者双方からの解任の求めを相当と認めるとき。

(調査員及び鑑定実施員等)

- 第19条 センター長は、紛争解決手続の実施に当たって必要があるときは、調査士のうちから調査員を選任して事前に調査を行わせることができる。
- 2 センター長は、紛争解決手続を実施するために調査、測量又は鑑定をする必要があり、当事者の一方又は双方から申し出があったときは、調査士のうちから調査、測量又は鑑定をする者(以下「鑑定実施員等」という。)を選任して、調査、測量又は鑑定を行わせることができる。
 - 3 担当調停員等は、前項の鑑定実施員等となることとできない。
 - 4 第16条及び第18条第2項の規定は、鑑定実施員等の選任について準用する。

第 4 章 相 談

(相談の実施)

- 第20条 本センターが取り扱う紛争解決手続に関する相談は、土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争(筆界特定手続により筆界が特定された土地の紛争を含む。)及びこれに付随する事案とする。

(相談の申出)

- 第21条 前条に規定する相談を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「相談申出書」という。)を本センターの事務局に提出しなければならない。
- (1) 相談の申出人(以下「申出人」という。)の氏名又は名称及び住所(代理人又は補佐人を定めたときは、その者の資格、氏名及び住所を含む。)
 - (2) 相談の対象となる土地の所在
 - (3) 相談の趣旨及びその概要
- 2 センター長は、相談の申出を受付けたときは、速やかに、その旨を申出人(代理人を定めたときは代理人。以下同じ。)に通知するものとする。
 - 3 センター長は、申出のあった相談の内容が、他の機関における相談が相当と認められるときは、当該機関を紹介するよう努めるものとする。

(担当相談員)

第22条 センター長は、前条第2項の通知を発したときは、速やかに、相談員候補者名簿のうちから当該相談を担当する相談員(以下「担当相談員」という。)を選任するものとする。

2 担当相談員は、事件ごとに、少なくとも調査士1人と弁護士1人をもって構成し、合議してその任に当たるものとする。

(相談の期日、場所及び記録)

第23条 担当相談員は、相談の期日及び場所を指定し、センター長は、その旨を申出人に通知するものとする。

2 相談は、原則として本センターの事務所で行う。

3 担当相談員は、相談の期日ごとに、その内容を記録しなければならない。

第5章 紛争解決手続

(紛争解決手続申立ての対象)

第24条 本センターの紛争解決手続は、土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争(筆界特定手続により筆界が特定された土地の紛争を含む。)を対象とする。

(紛争解決手続の説明)

第25条 本センターは、紛争解決手続の申立てをしようとする者及び申立てを受理したときの相手方に対して、次に掲げる事項について、これを記載した書面等を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して、事前に説明しなければならない。

(1) 調停員及び鑑定実施員等の選任に関する事項

(2) 当事者が本センターに対して支払う報酬又は費用に関する事項

(3) 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

(4) 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され若しくは提示される資料に含まれ、又は手続実施記録に記載されている当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法

(5) 当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

(6) 調停員が紛争解決手続によって当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該手続を終了し、その旨を当事者に通知すること。

(7) 当事者間に和解が成立した場合には書面を作成すること及び書面の作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(8) その他紛争解決手続に関して確認を求められた事項

2 本センターは、前項の説明をしたときは、当事者から説明を受けた旨を記載した書面を受け取るものとする。

(紛争解決手続の申立て)

第26条 紛争解決手続の申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「紛争解決手続申立書」という。)に参考資料を添えて、センター長に提出しなければならない。

(1) 紛争解決手続の申立人(以下「申立人」という。)の氏名又は名称及び住所(代理人又は補佐人を定めたときは、その者の資格、氏名及び住所を含む。)

(2) 相手方の氏名又は名称及び住所

(3) 紛争の対象となる土地の所在

(4) 紛争解決手続の申立ての趣旨及び概要

2 センター長は、必要があるときは、申立人に対し紛争解決手続申立書の補正を求め、又は必要な参考資料の提出を要請することができる。

(紛争解決手続申立ての受理・不受理)

第27条 本センターは、紛争解決手続の申立てが前条の規定に適合し、かつ、次項各号のいずれにも該当しないときは、これを受理するものとする。紛争解決手続申立書に不備がある場合であって、速やかに補正できると認めるときも同様とする。

2 本センターは、紛争解決手続の申立ての内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として受理しないものとする。

- (1) 紛争解決手続の申立ての内容が、本センターの設立の趣旨に反して不当な目的であると認められるもの
- (2) その他本センターにおける紛争解決手続に適さないとするもの

3 本センターは、紛争解決手続申立書を受付けたときは、速やかに、当該申立てが本センターで取り扱うことができる紛争解決手続であるか否かを審査し、受理又は不受理を決定する。

4 センター長は、紛争解決手続の申立てを受理し、又は不受理としたときは、速やかに、その旨及びその年月日を記載した書面により申立人（代理人を定めたときは代理人。以下同じ。）に通知するものとする。

5 前項の紛争解決手続の申立てを受理した旨の通知は、配達証明付き郵便で行なうものとする。

6 センター長は、申立てのあった紛争解決手続の内容が、他の機関における紛争解決が相当と認められるときは、当該機関を紹介するよう努めるものとする。

（相手方に対する確認）

第28条 センター長は、紛争解決手続の申立てを受理したときは、速やかに、当該申立ての相手方に対し、期日を定めて、当該手続に応ずるか否かを確認する旨の通知を書面で発しなければならない。

2 センター長は、紛争解決手続の申立ての相手方が、前項の通知を受けて当該手続に応ずる旨の意思表示があったときは、これを確認した事実及びその年月日を記録するものとする。

3 前条第5項の規定は、第1項の通知について準用する。

4 センター長は、紛争解決手続の申立ての相手方に対し、当該手続に応じるよう努めるものとする。

（紛争解決手続の実施）

第29条 センター長は、紛争解決手続の申立ての相手方から紛争解決手続に応ずる旨の通知を受けたときは、速やかに、調停員候補者名簿のうちから当該手続の和解の仲介を担当する調停員（以下「担当調停員」という。）を選任するものとする。

2 担当調停員は、事件ごとに、調停員3人をもって合議体を構成するものとする。この場合において、合議体の構成員は、少なくとも調査士1人と弁護士1人を含めて構成しなければならない。

3 センター長は、担当調停員の選任に当たり、当事者双方の合意に基づき特定の調停員を希望するときは、その意見を尊重するものとする。

4 合議体を構成する調停員は、互選により合議体の主任（以下「主任調停員」という。）を選任する。

5 主任調停員は、手続期日及び期日外準備の指揮を行う。

6 紛争解決手続は、当事者の主体性を尊重して、当事者自身の紛争解決へ向けての意識を高めるよう留意して実施するものとする。

（手続期日）

第30条 手続期日は、主任調停員が指定し、緊急を要する場合を除き、少なくとも7日前までに当事者（代理人を定めたときは代理人。以下同じ。）に通知するものとする。

2 手続期日は、原則として本センターの事務所で開催する。ただし、必要があるときは、他の場所において期日を開催することができる。

3 手続期日は、原則として当事者双方の出席のもとに開催する。ただし、主任調停員が相当と認めるときは、一方の当事者の出席で期日を開催することができる。

（期日調書等による記録）

第31条 担当調停員は、手続期日ごとに期日調書を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の期日調書には、期日の種類、日時及び場所、出席した当事者の氏名及び代理人及び補佐人の氏名、担当調停員の氏名並びに紛争解決手続の実施の経過の概要を記載する。

（当事者の主張及び準備）

第32条 担当調停員は、紛争解決手続の申立ての相手方に対し、第1回期日前に申立てに対する意見を記載した書面の提出を求めることができる。

2 担当調停員は、当事者に対し、主張の整理及び参考資料の補充又は必要とされる書類等の準備を求めることができる。

(調査、測量又は鑑定)

第33条 担当調停員は、紛争解決手続の実施に当たって事前に調査を行ったときは、その旨及びその概要を当事者に知らせなければならない。

2 担当調停員は、当事者の一方又は双方からの申し出により、調査、測量又は鑑定を行ったときは、その結果を当事者に提出しなければならない。

(通知)

第34条 紛争解決手続に関する当事者への通知は、手続期日において当事者に告知し、又は交付するほか、当事者の住所宛に書面で送付(当事者の申出による特別の事由がある場合を除く。)する方法で行なうものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭等の適宜な方法により通知することができる。

(利害関係人等の参加)

第35条 紛争解決手続において担当調停員が相当と認め、かつ、当事者の同意があるときは、当事者以外の者であつて和解の結果に利害関係を有する者を、手続期日に参加させることができる。

2 鑑定実施員等は、担当調停員又は当事者の要請があつたときは、手続期日に出頭し、調査、測量又は鑑定の結果について意見を述べるることができる。

(和解の成立)

第36条 本センターは、紛争解決手続において当事者間に和解が成立したときは、その内容及び成立の年月日を記載した和解契約書を作成して、当事者が署名し、又は記名押印するとともに、担当調停員が立会人として署名し、又は記名押印するものとする。

2 和解契約書には、本センターの利用に関して生じた成立手数料その他の費用について、当事者双方の負担額に関する事項を記載するものとする。

3 和解契約書は、当事者交付用と本センター保存用を作成し、当事者には直接交付し、又は配達証明付き郵便により交付するものとする。

4 和解が成立したときは、紛争解決手続は終了する。

(紛争解決手続申立ての取下げ)

第37条 申立人が紛争解決手続の申立てを取下げようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を本センターに提出しなければならない。ただし、期日においては、口頭で申し出ることができる。

(1) 当事者の氏名又は名称及び住所(代理人を定めたときは、その者の氏名及び住所を含む。)

(2) 紛争解決手続の申立てを取下げ理由

(相手方の終了の申出)

第38条 相手方が紛争解決手続の終了を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を本センターに提出しなければならない。ただし、期日においては、口頭で申し出ることができる。

(1) 当事者の氏名又は名称及び住所(代理人を定めたときは、その者の氏名及び住所を含む。)

(2) 紛争解決手続の終了を申出る理由

(紛争解決手続の終了)

第39条 紛争解決手続は、和解の成立による終了のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、終了する。

(1) 担当調停員が和解の成立の見込みがないと判断したとき。

(2) 紛争解決手続の申立てが取下げられたとき。

(3) 相手方が明確に紛争解決手続の終了を求めたとき。

(4) 当事者が正当な理由なくして手続期日に2回以上連続し、若しくは3回以上出席せず、又は担当調停員の指揮に従わないため、当該手続の実施が困難であると担当調停員が判断したとき。

(5) 事案が和解に適さないと担当調停員が判断したとき。

(6) その他の事由により紛争解決手続の実施が困難であると担当調停員が判断したとき。

2 前項の規定により紛争解決手続を終了するときは、担当調停員が合議して決定するものとする。

3 主任調停員は、紛争解決手続を終了したときは、速やかに、その旨をセンター長に書面で報告しなければならない。

- 4 前項の報告を受けたセンター長は、速やかに、紛争解決手続を終了した旨及びその事由並びに終了した年月日を記載した書面により当事者双方に通知しなければならない。
- 5 第27条第5項の規定は、前項の通知について準用する。

第 6 章 手続実施記録の保存等

(手続実施記録の保存)

第40条 本センターは、紛争解決手続の事件ごとに、次に掲げる事項を記録した手続実施記録を作成し、紛争解決手続が終了した日から10年間保存する。

- (1) 当事者から紛争解決手続を実施する依頼を受け、これを受託した年月日
 - (2) 当事者及びその代理人の氏名又は名称
 - (3) 担当調停員の氏名
 - (4) 紛争解決手続において請求があった年月日及び当該請求の内容
 - (5) 紛争解決手続の実施の経緯
 - (6) 当事者から提出された資料及び調査、測量又は鑑定を行ったときは、その結果の資料
 - (7) 紛争解決手続の結果(紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)
 - (8) 紛争解決手続の結果和解が成立したときは、その和解の内容
- 2 前項の手続実施記録は、秘密を保持するため施錠のできる保管庫等に保管し、又は当該文書等へのアクセス制御等の措置を講じるものとする。
 - 3 保存期間を経過した手続実施記録を廃棄するときは、秘密の漏洩を防止するため、文書等を裁断し、又は記録されたデータを完全に消去するものとする。

(資料の返還)

第41条 本センターは、当事者から提出された資料について返還の求めがあったときは、保存用にその写しを作成し、原本は当事者に返還するものとする。

(記録の閲覧・写しの請求)

- 第42条 本センターが保存する手続実施記録は、当事者双方の同意がない限り、第三者には公開しない。
- 2 当事者又はこれらの立場にあった者(これらの一般承継人を含む。以下「当事者等」という。)は、紛争解決手続に関する書類を紛失した等の理由がある場合には、手続実施記録の閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)を求めることができる。
 - 3 前項の手続実施記録の閲覧又は謄写を求めるときは、次に掲げる事項を記載した書面を、本センターに提出し、別に定める手数料を納付しなければならない。
 - (1) 当事者等の氏名又は名称及び住所(代理人を定めたときは、代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理権限を証する書面)
 - (2) 当事者等が一般承継人であるときは、その身分を証する書面
 - (3) 閲覧等を求める理由及び使用目的
 - 4 センター長は、前項の求めが不当な目的に利用されるおそれがあると認めるときは、その求めに応じないものとする。

第 7 章 費 用

(費用等)

- 第43条 申出人又は申立人は、本センターに対し、別に定める相談料又は紛争解決手続申立費用を納付しなければならない。
- 2 当事者は、前項に定める費用のほか、必要に応じて、別に定める調査費用、期日費用及び成立費用等を納付しなければならない。

(調査、測量又は鑑定費用等)

- 第44条 当事者は、紛争解決手続の実施の過程において、調査、測量又は鑑定を依頼したときは、本センターに対し、その費用を支払わなければならない。
- 2 当事者は、紛争解決手続の実施の過程において、別に必要とする費用が生じたときは、これを負担しなければならない。

第 8 章 補 則

(苦情の取扱い)

- 第45条 本センターが行う紛争解決手続の業務に関して苦情がある者は、苦情の概要を記載した苦情申立書を、本センターの事務局に提出して苦情の申し立てをすることができる。
- 2 センター長は、前項の苦情申立書を受付けたときは遅滞なく、土地家屋調査士運営委員1人以上、弁護士運営委員1人以上を含んだ運営委員のうちから3人以上5人以内を指名して苦情処理委員会を設置して、苦情申立ての内容の調査及び苦情処理の方法の審議を行わせ、本会会長並びに運営委員会に報告させるものとする。
- 3 前項の報告を受けた運営委員会は、本会会長と協議の上、苦情への対応について決定する。
- 4 センター長は、苦情を申立てた者に対し、苦情処理の結果を書面又は口頭で報告しなければならない。

(研 修)

- 第46条 本センターは、本センターの業務に関与する者に対して、紛争解決手続に関する研修を行うものとする。
- 2 前項の研修は、センター長が調査士会の会長と協議して実施するものとする。

(規則の公開)

- 第47条 この規則は、本センターの事務所に、見やすいように掲示するほか、調査士会が定める方法で公開する。

(本センターの会計)

- 第48条 センターの会計は調査士会の特別会計とし、その運営に要する経費は、当事者が納付する費用、調査士会の一般会計からの繰入れ金、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

(運営委員等の報酬)

- 第49条 本センターは、運営委員、担当調停員等、調査員及び鑑定実施員等に対して、別に定める報酬を支払うものとする。

(細則への委任)

- 第50条 この規則に定めるもののほか、本センターの運営に関し必要な事項は、弁護士会との協議を経て、別に調査士会の理事会で定める。

(規則の改廃)

- 第51条 この規則の改廃は、弁護士会との協議を経て、調査士会の理事会の決議による。

附 則 (平成18年12月6日 理事会制定)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年5月14日から施行する。

京都土地家屋調査士会 京都境界問題解決支援センター運用規程

制 定 平成18年12月 6日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、京都境界問題解決支援センター規則（以下「センター規則」という。）第50条に基づき、京都境界問題解決支援センター（以下「本センター」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(運営委員会の業務)

第 2 条 運営委員会は、次の業務を行う。

- (1) 紛争解決手続に関する運営事務
- (2) 相談員、調停員、基本調査実施員、調査・測量実施員、鑑定実施員、その他実施者の選任及び解任等
- (3) 研修に関する計画及び実施
- (4) その他センターの運営に関する事項

(運営委員会の開催等)

第 3 条 運営委員会はセンター長が招集する。ただし、運営委員改選後、第1回の運営委員会については本会会長が招集する。

- 2 運営委員会の開催は、毎月第 曜日を原則とする。
- 3 センター長は、前項による他、必要に応じて適宜運営委員会を招集することができる。
- 4 センター長は、緊急を要する事項につき第1項の招集に代えて書面による決議を求めることができる。尚、書面決議においては、運営委員会構成員の過半数の賛成をもって決議があったものとみなす。
- 5 運営委員会は、必要があると認めるときは、本会及び弁護士会会員もしくは有識者を招致し、意見を聞くことができる。
- 6 運営委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 7 前項の議事録については、センターに保管する他、本会理事会にその写しを提出しなければならない。

(運営委員に対する報酬)

第 4 条 本センターが運営委員に支払う報酬は次のとおりとする。

運営委員会開催	調査士運営委員	1回につき	5,000円
	弁護士運営委員	1回につき	5,000円

(事務局の事務)

第 5 条 事務局は、受付事務、連絡事務、送達事務、会計及び備え付け書類の管理を行う。

- 2 事務の時間は、土曜日、日曜日、祝祭日、夏期休暇及び年始年末を除く平日の午前10時から午後4時までとする。

(書類の送達等)

第 6 条 紛争解決手続に関する書類の送達及び通知は、本センター事務局が行う。

- 2 前項の書類は、当事者の受領書と引き換えに交付する場合を除き、当事者の住所又は当事者が特に指定した場所に、郵便をもって送達する。
- 3 期日その他手続に必要な事項の通知は、口頭又は書面による方法その他適宜な方法により行うことができる。

(備え付け書類)

第 7 条 本センター事務局に次の書類を備え付ける。

- (1) 相談員候補者名簿
- (2) 調停員候補者名簿

- (3) 基本調査実施員候補者名簿
- (4) 調査・測量実施員、鑑定実施員候補者名簿
- (5) 期日簿
- (6) 相談事件簿
- (7) 相談期日調書
- (8) 紛争解決手続期日調書
- (9) 申立書等の各種書式
- (10) 事件委嘱書控
- (11) 和解契約書（写）

（期日の場所・時間）

- 第 8 条 相談期日及び調停期日（以下「期日」という。）は、本センター内において開催する。但し、現場検証又はこれに準ずる必要がある場合、任意の場所において期日を開催することができる。
- 2 本センター内における期日の時間は、原則として平日の午前 10時から午後 4時までとする。
 - 3 受付は、別に定める申立費用を予納のうえ、申立書及び本センターの定める書類を提出させてこれを行う。

（事件の委嘱）

第 9 条 本センター長は指名を受任した各候補者に、事件委嘱書の交付をする。

（相談員・調停員の報告）

第 10 条 相談員、調停員は、センター規則に従って紛争解決手続に係る相談及び和解の仲介を行い、手続終了後速やかに相談員においては、期日簿・相談事件簿・相談期日調書、調停員においては、紛争解決手続期日調書を提出しなければならない。

（相談員に対する報酬）

第 11 条 本センターが相談員に支払う日当は次のとおりとする。

相談日当	弁護士 5,000 円
	調査士 5,000 円

（調停員に対する報酬）

第 12 条 本センターが調停員に支払う報酬は次のとおりとする。

報酬の種類		報酬の額
期日・期日外日当	弁護士	5,000円
	調査士	5,000円
成立報酬	弁護士	80,000円
	調査士（2名）	各40,000円
	本センター	40,000円

（日当補償）

第 13 条 予定された期日に当事者が出頭しないため、期日が開催されず、かつ、当該予定日に相談員、調停員が本センター内に待機したときは、本センターは相談員、調停員に対し、金 5,000 円を補償する。

（旅費）

第 14 条 旅費については、本会の旅費規程を準用する。

(センター運営寄付金)

第15条 基本調査実施員は、基本調査の内、登記印紙等の実費を除いた金額の20%を本センターに、センター運営寄付金として納付しなければならない。なお、本センターは、その運営寄付金を差し引いて基本調査費の支払いをすることができる。

2 調査・測量実施員及び鑑定実施員は、委嘱された事件報酬の内、登記印紙等の実費を除いた金額の20%を本センターに、センター運営寄付金として納付しなければならない。なお、本センターは、その運営寄付金を差し引いて報酬の支払いをすることができる。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て運営委員会が決議する。

附 則 (平成18年12月6日 理事会制定)

(施行期日)

この規則は、平成19年5月14日から施行する。

京都土地家屋調査士会 京都境界問題解決支援センター費用規程

制 定 平成18年12月 6日

(費用の種類)

第 1 条 京都境界問題解決支援センター（以下「本センター」という。）規則第43条に定める費用は、相談手数料、申立手数料、基本調査費用、期日手数料、成立手数料、調査・測量費用、鑑定費用及びその他の費用とする。

(相談手数料)

第 2 条 相談者は、本センターに対し相談時に、相談手数料として金15,000円を納付する。

(紛争解決申立手数料)

第 3 条 申立人は、本センターに対し申立時に、紛争解決申立手数料として金20,000円を納付する。
2 紛争解決申立手数料は、申立受理後は返還しない。但し、相手方が手続に応諾せず1度も期日に出席することなく手続が終了したときは、その半額を返還する。

(基本調査費用)

第 4 条 申立人は、調査が必要と判断された場合は本センターに対し、基本調査費用金30,000円を納付する。なお、調査に係る登記印紙等の公租公課、交通費は別途申立人の負担とする。
2 本センターは、受領した調査費用は原則として返還しない。但し、調査が簡易なときは、基本調査費用の一部を返還することができる。
3 本センターは、内容の複雑な事件については、追加の基本調査費用を申立人又は相手方あるいはその双方から徴収することができる。
4 前2項につき、本センター長の意見を聞くことができる。

(期日手数料)

第 5 条 申立人及び相手方は、本センターに対し、各自手続期日の開始前に、当該期日費用として金15,000円を納付する。
2 申立人又は相手方のうち、一方が他方の期日費用を負担する旨を同意し、他方がこれに異議を述べない場合には、同意した当事者は、前項に準じて本センターに対し、自らの費用に加えて他方の費用をも納付する。

(成立手数料)

第 6 条 申立人及び相手方は、本センターに対し、和解が成立した場合には、金20万円の成立手数料を本センターに納付する。
2 成立費用に関する当事者間の負担割合は、原則として折半とする。但し、当事者の合意がある場合は、この限りではない。

(調査・測量費用、鑑定費用)

第 7 条 申立人及び相手方は、本センター長が紛争解決の過程で、調査・測量実施員又は鑑定人に測量・鑑定を委嘱したときは、あらかじめ調査・測量実施員又は鑑定人より提示された調査・測量費用、鑑定費用を予納する。予納する調査・測量費用、鑑定費用の当事者間の負担割合は、原則として折半とする。
2 手続終了時にこれらの費用の当事者はその負担額及び負担割合を当事者の合意によって変更することができる。

(その他の費用)

第 8 条 手続の審理に要する速記、通訳、翻訳、証人日当、調停員が出張したときの旅費、宿泊費、その

他の諸費用については、費用発生時に調停員が申立人又は相手方の負担額及び負担割合を定め、各当事者はそれに従って本センターへ諸費用を支払う。

2 手続終了時にこれらの費用の当事者はその負担額及び負担割合を当事者の合意によって変更することができる。

(消費税に相当する額)

第 9 条 この規程に定める額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、本センターの役割に対して課せられる消費税の額に相当する額を含む。ただし第6条に定める額は、消費税の額に相当する額を含まない。

(予 納)

第10条 第一回期日前までに、紛争解決手続費用に関し予納させることができる。

(費用の減免)

第11条 本センター長は、調停委員会の意見を聞いて、事案の内容、背景、当事者の事情、手続の経緯その他の事情により、費用の一部を減免することができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て運営委員会が決議する。

附 則 （平成18年12月6日 理事会制定）

(施行期日)

この規則は、平成19年5月14日から施行する。